

持続可能な農業の確立に向けた緊急決議

我が国の農業を取り巻く情勢は、先行きの見えないウクライナ情勢の長期化や不安定な円安相場等により燃油・肥料・飼料などの生産資材価格が高騰し、農家経営に深刻な影響を与えている。一方で、生産コスト増嵩分の農畜産物販売価格への転嫁は難しく、依然として厳しい状況が続いている。

また、地球温暖化に起因する自然災害の多発・激甚化や世界的な人口増加による食料需要の増加などにより、穀物を中心に過度に輸入依存している我が国において、食料の安定供給リスクが顕在化し、食料安全保障の確立が喫緊の課題となっている。

食料事情のさらなる悪化に備え、海外依存体質からの脱却に向け、国内生産の増大を図るべく、食料自給率・食料自給力の向上や地域循環型農業に向けた仕組みづくりなど、生産基盤の強化が急務である。

このような状況において、政府・与党が進めている食料・農業・農村基本法の見直しにおいては、法律制定時からの情勢変化を踏まえ、食料安全保障の強化を図られるよう見直すことが必要である。とりわけ、生産資材の安定供給や再生産可能な適正価格の実現に向けた仕組みづくりなど、抜本的な見直しが必要であり、見直しに伴う基本計画の策定や万全な予算・施策の新設・拡充が強く求められている。

そこで我々は、持続可能な農業の確立に向け、行政に対し将来に亘り小規模・家族農業も含めた多様な農業者が、希望を持ち営農継続できるような十分な予算および万全な施策の確保を求めていく。

あわせて、再生産可能な適正価格の実現には消費者理解が必要不可欠であることから、食料安全保障の重要性や農業・農村の持つ多面的機能などをはじめ、農業理解の醸成に資するような生産現場からの情報発信および農業に触れる機会の創出にも積極的に取り組んでいく。

以上、決議する。

令和5年5月25日

洗馬農業協同組合
第75回通常総会